

(案)

第3期江別市学校教育基本計画

【令和6（2024）年度）～令和10（2028）年度】

R5.8.1時点

第3回策定懇話会資料

心豊かに学び
ともに未来のふるさとを拓く
子どもの育成

令和5（2023）年9月

江別市教育委員会



江別市旗

江 別 市 民 憲 章

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。

ひろびろと広がる石狩平野

ゆうゆうと流れる石狩川

緑深い野幌の原始林

今に残る開拓のあしあと

私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、

よりよい江別の発展を願いこの憲章を定めます。

1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。

1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。

1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。

1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。

1、老人をいたわり、子どもの夢を育てるまちをつくりましょう。

市民憲章告示 昭和43（1968）年12月24日

江別市教育目標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいだき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 國際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和62(1986)年7月24日制定

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の範囲	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象期間	3
5 SDGsについて	4

第2章 学校教育の現状

1 学校教育を取り巻く社会情勢	6
2 国の教育政策の動向	7
3 江別市の現状	8

第3章 江別市の学校教育が目指すもの

1 教育目標	12
2 基本理念	12
3 目指す子ども像	13
4 四つの基本目標	15
計画体系図	17

第4章 施策の展開

基本目標1 確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成	20
基本方向1～基本方向3	
基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	27
基本方向4～基本方向5	
基本目標3 良好的な教育環境の整備	<u>33</u>
基本方向6～基本方向7	
基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進	<u>37</u>
基本方向8～基本方向9	

第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理	42
2 成果指標	42

資料編

1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱	45
2 江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿	46
3 江別市学校教育基本計画策定経過	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

江別市教育委員会では、平成 26（2014）年 3 月に第 1 期、平成 31（2019）年 3 月に第 2 期江別市学校教育基本計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。

日本は、人生 100 年時代を迎えようとしており、また、Society5.0^{※1} の到来とともに A I^{※2} やビッグデータの活用などの技術革新が急激に進んでいます。また、教育を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、これからの教育には、このような将来の予測が困難な時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成することが求められています。

国においては、このような社会の変化などに対応するため、第 4 期教育振興基本計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）を令和 5（2023）年 6 月に策定したところです。

また、北海道においては、北海道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて、北海道教育推進計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）を令和 5（2023）年 3 月に策定しています。

江別市では、これまで次代を担う人材の育成を目指し、学校教育の着実な推進に努めてきましたが、急激な社会や時代の変化に対応できる人づくりの視点に立った教育行政を、これまで以上に展開していく必要があります。

こうしたことから、江別市教育委員会では、第 2 期計画の理念を継承しつつ、教育を取り巻く環境の変化や将来的な課題を踏まえ、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画として、第 3 期江別市学校教育基本計画を策定するものです。

2 計画の範囲

江別市教育委員会の所管する学校教育に関わる計画とします。

※1 Society5.0

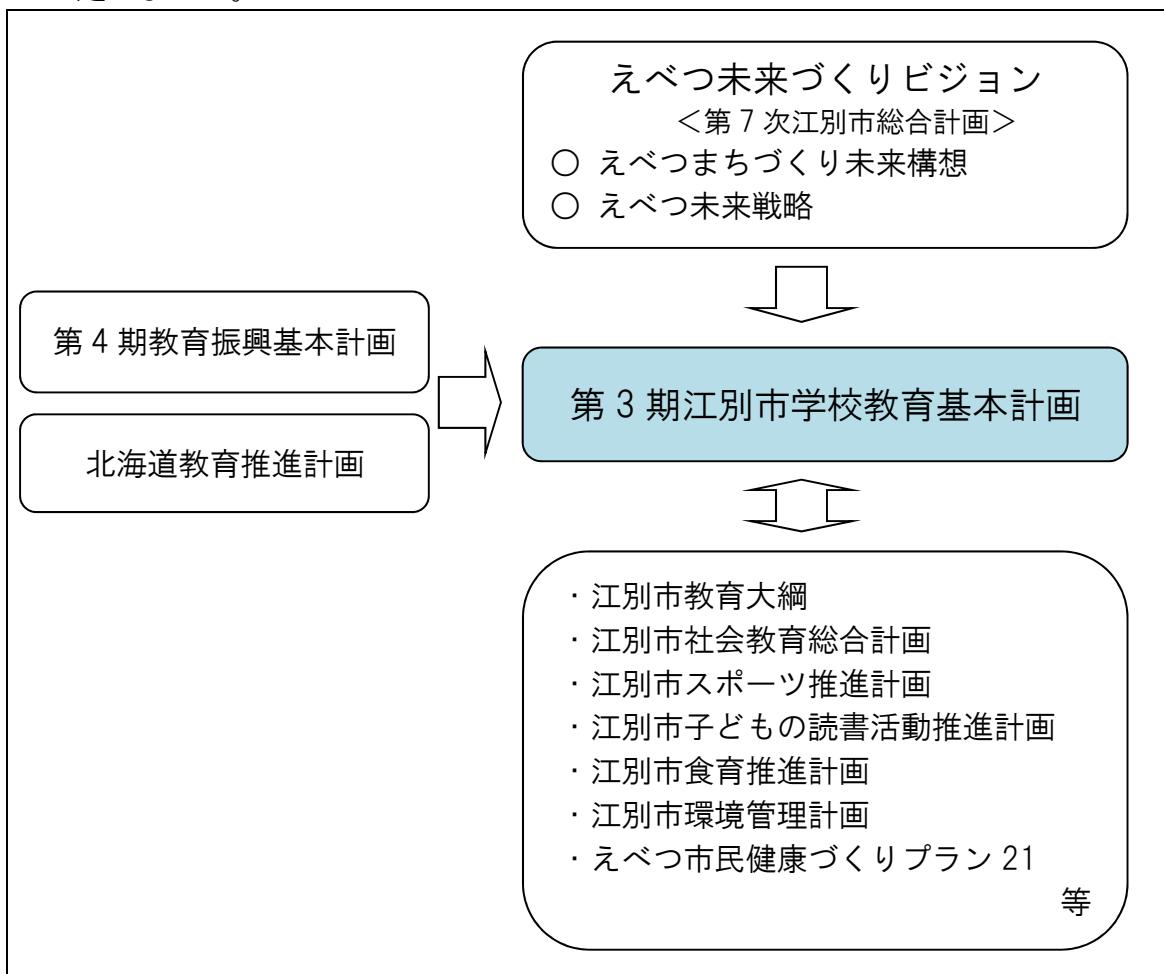
狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱され、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画では、その実現こそが目的であるとされた。

※2 A I

人工知能（Artificial Intelligence）。

3 計画の位置づけ

- ・ この計画は、「江別市自治基本条例」に基づき策定された第7次江別市総合計画で定めるまちづくり政策の6-(2)「子どもの教育の充実」との整合を図り、その個別計画として位置づけ、江別市教育大綱や他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- ・ 国の「第4期教育振興基本計画」及び「北海道教育推進計画」を参照し策定しました。



4 計画の対象期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。
なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

5 SDGsについて

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国の合意により採択された、令和12（2030）年までに達成すべき包括的な17のゴール（目標）と、その下位に示された169のターゲットにより構成されています。

日本では、「SDGsアクションプラン」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することとされ、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を進めることとされています。

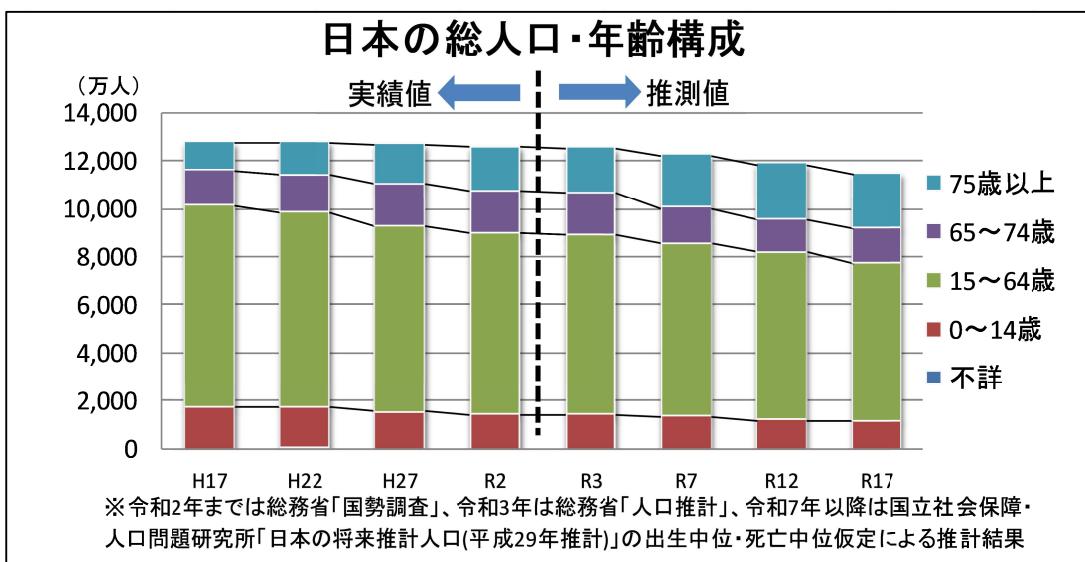
本計画では、SDGsの目標と対象やスケールなどは異なるものの、SDGsに掲げる「持続可能な社会の実現」と方向性は同一であり、計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsの目標達成に繋げていきます。



第2章 学校教育の現状

1 学校教育を取り巻く社会情勢

- ・ 日本の人口は、平成20（2008）年をピークとして減少局面にあり、少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。
- ・ 令和2（2020）年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国で一斉臨時休業措置が取られ、その後も、授業や行事が制限されるなか、子どもたちの健康と健やかな学びの保障の両立が求められました。
- ・ 大規模災害や社会情勢の不安定化など、将来の予測が困難な時代を迎え、その特徴であるVolatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って、「V U C A（ブーカ）の時代」とも言われており、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。
- ・ 技術革新により、社会全体が便利で豊かになり、学校においてもG I G Aスクール構想に基づくＩＣＴ環境整備が進んだ一方、家庭ではスマートフォンなどＩＣＴ機器を利用する時間が増加しており、ＳＮＳを利用した犯罪に巻き込まれるなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。
- ・ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに不安を持つ保護者も多いほか、子どもの貧困や格差の広がりなど、地域全体で子どもを育てるとの重要性が高まっています。
- ・ 平成28（2016）年に選挙権年齢、令和4（2022）年に成人年齢が18歳に引き下げられました。また、令和5（2023）年4月から子ども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足し、子どもの視点に立って意見を聴きながら、子どもの権利利益を守る取組を進めることができます。
- ・ 社会情勢の変化に伴い、学校に求められる役割が増大しており、課題の複雑化・困難化も進んでいるため、これまでの学校組織体制のみでは、質の高い学校教育を持続発展させることは困難になってきています。



2 国の教育政策の動向

- ・ 平成 18 (2006) 年 12 月に改正された教育基本法においては、「人格の完成」、「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承するとともに、「知・徳・体^{※3}の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。
また、教育に関する基本として、「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」などについても規定されました。
- ・ 第 1 期教育振興基本計画（平成 20 (2008) 年 7 月 1 日閣議決定）においては、今後 10 年間を通じて目指すべき姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 (2013) 年 6 月 14 日閣議決定）においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進しました。また、第 3 期教育振興基本計画（平成 30 (2018) 年 6 月 15 日閣議決定）では、「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めました。
- ・ 平成 29 (2017) 年 3 月に告示された学習指導要領^{※4}では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされました。また、学習の質を一層高めるため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することとされました。
- ・ その後、国では、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等の社会状況の変化等を踏まえ、第 4 期教育振興基本計画を令和 5 (2023) 年 6 月に策定し、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{※5}の向上」を掲げ、あわせて、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」をはじめとした、5 つの基本の方針と、「確かな学力の育成」、「健やかな体の育成」、「生涯学び、活躍できる環境整備」など 16 の教育政策の目標を示しました。

※3 知・徳・体

文部科学省が定めたものであり、「知=確かな学力」「徳=豊かな人間性」「体=健康・体力」のこと。

※4 学習指導要領

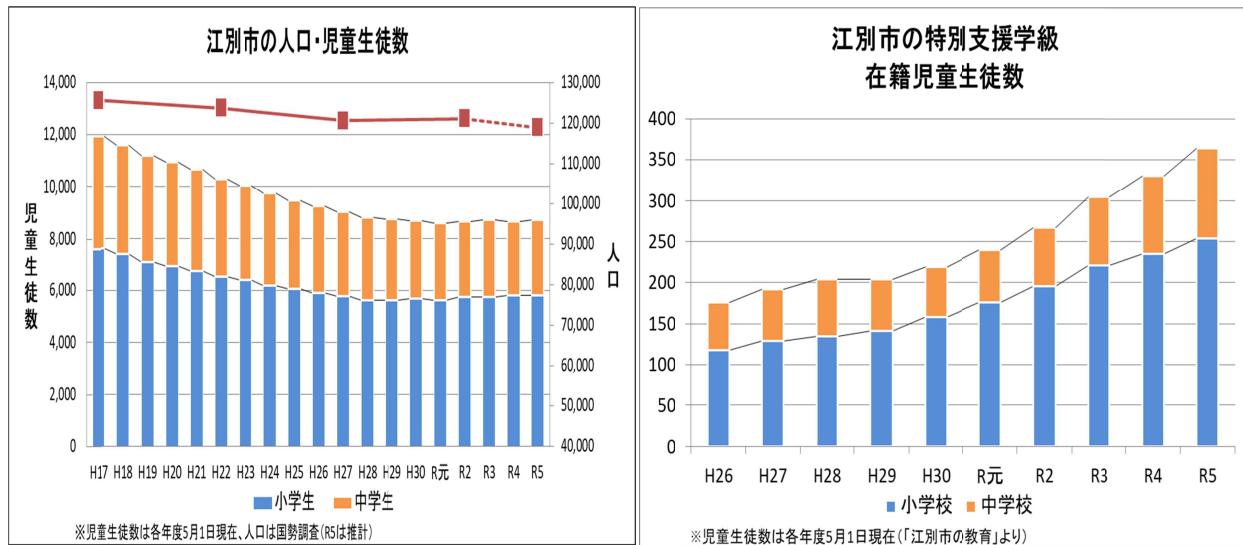
法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示している。

※5 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的にいい状態にあること。短期的のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。また、社会が持続的に良い状態であることも含む包括的な概念。

3 江別市の現状

- ・ 江別市の人口は、国勢調査によると平成 17 (2005) 年の 125,601 人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年には 121,056 人となっています。人口減少は、全国と同様、江別市においても大きな課題となっています。
- ・ 江別市立小中学校の児童生徒数は、学校基本調査によると平成 10 (1998) 年の 13,069 人をピークにして、平成 11 (1999) 年以降減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年には 8,719 人となっています。
- ・ 令和 4 (2022) 年度全国学力・学習状況調査^{※6} の結果では、小学校・中学校とともに、国語・算数（数学）・理科の全ての教科で、平均正答率が全国・全道平均を上回りました。また、「授業中の私語が少なく、落ち着いていると思う」割合が、小学校・中学校ともに全国・全道平均を上回り、大変落ち着いた状態にある一方、「自分にはよいところがあると思う」割合が、小学校・中学校ともに全国・全道平均を下回り、自己肯定感が低い状況にあります。
- ・ 令和 4 (2022) 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※7} の結果では、実技検査では、走力に課題が見られるものの、体力合計点では小学校男女・中学校男女ともに全国平均を上回りました。
- ・ これまでの教育実践の積み重ねを活かしながら、令和 5 (2023) 年度から全ての市立小中学校で導入した小中一貫教育により「目指す子ども像」の実現に向けて、更なる学校教育の充実に努めています。



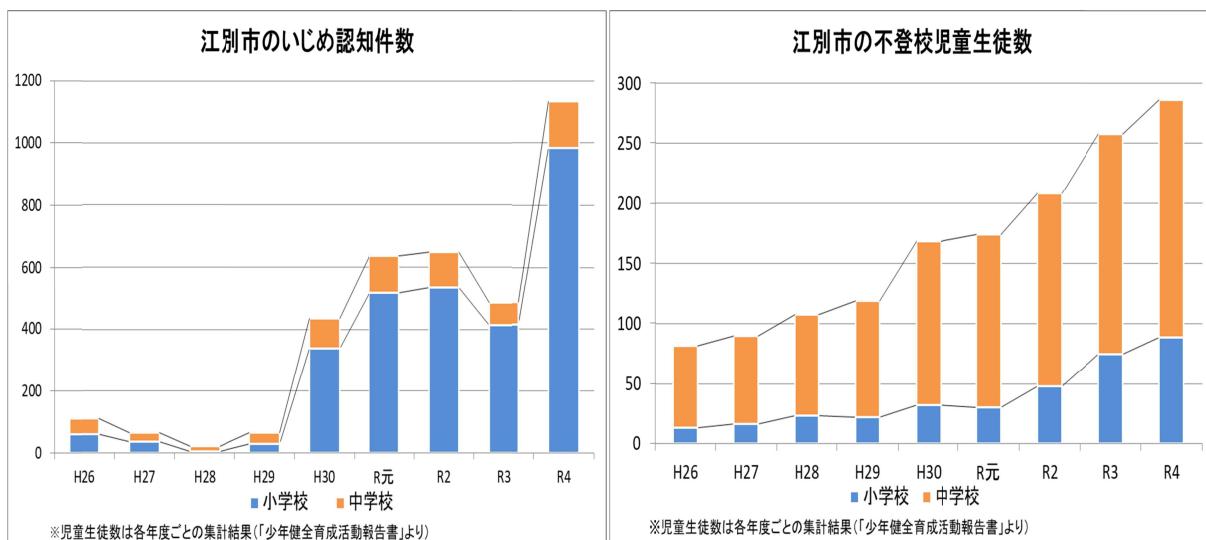
※6 全国学力・学習状況調査

児童生徒の学力・学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的として、文部科学省が平成 19 (2007) 年度から実施している調査。

※7 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力の状況を把握、分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証・改善し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、スポーツ庁が平成 20 (2008) 年度から実施している調査。

- ・ 特別支援教育^{※8}では、就学相談の件数は増加傾向にあります。特別支援学級^{※9}は、小規模特認校^{※10}である野幌小学校を除く全ての小中学校で設置されており、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応しながら支援体制の充実に努めています。また、引き続き通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童への対応も進めていく必要があります。
- ・ いじめは教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。引き続き「江別市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、積極的認知による早期発見、早期対応を進めていく必要があります。
- ・ 不登校の児童生徒数が、平成 30（2018）年度に急激に増加したことを踏まえ、教育委員会と教職員の代表者、少年指導センター専任指導員及びスクールソーシャルワーカー^{※11}による意見交換を実施し、各学校及び教育委員会が可能な限り取り組むべき「不登校支援の基本的事項」をまとめました。引き続き、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 学校施設・設備の計画的な改修整備を行っており、平成 28（2016）年度に市内全小中学校の耐震化が完了しています。また、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和 4（2022）年度に一人一台端末環境の整備を完了しました。



※8 特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

※9 特別支援学級

小学校・中学校などに置かれる教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。

※10 小規模特認校

小規模で自然豊かな環境などの特色を持つ「特認校」に、正規の通学区域を越える通学を、一定の条件のもとに認める制度。

※11 スクールソーシャルワーカー

福祉的な視点に立ち、家庭や学校で子どもが抱える困難を、保護者・学校・関係機関等と協力しながら解決を支援し、安心して学校生活を送ることができるよう働きかける専門家。



平成 28（2016）年 江別小学校と江別第三小学校を統合し
「江別第一小学校」が開校

第3章 江別市の学校教育が目指すもの

1 教育目標

恵まれた自然と いりどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいだき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 國際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和62（1987）年7月24日制定

2 基本理念

江別市の学校教育の基本理念は、教育目標の精神に基づき、次のとおり定めます。

心豊かに学び
ともに未来のふるさとを拓く
子どもの育成

変化の激しい21世紀を江別の子どもたちが、心豊かにたくましく生きぬくために「生きる力」を身に付けることは、教育関係者・保護者・地域住民みんなの願いです。

こうした中、学校教育においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」をバランス良く育てるとともに、ふるさとに対する「郷土愛」の育成に重点的に取り組むことが重要です。

確かな学力を備えた人とは、「基礎的・基本的な知識や技能を基に、思考力、判断力、表現力を活用し課題解決に向かっていける人」です。

豊かな人間性を備えた人とは、「善き意思をもち、思慮深く的確な決断力があり、豊かな情操に満ちあふれた人」です。

健やかな体を備えた人とは、「たくましく生きるための健康や体力づくりに取り組む人」です。

郷土愛を備えた人とは、「江別の自然や歴史等に誇りを持ち、郷土の発展に貢献できる人」です。

こうした子どもたちを育むためには、江別市の小中学校が、「笑顔あふれる学校」を目指して、教育関係者、保護者、地域住民が連携協力し、教育活動の充実に邁進することが必要です。

笑顔あふれる学校とは、豊かな人間性や思いやりの心があふれる学校です。安全で安心できる、希望に満ちた学校です。全ての大人と全ての子どもたちがにこやかに語れる学校です。

こうした学校を実現するためには、子どもたちの純粋で熱い思いをしっかり受け止め、学校教育の様々な課題の解決に強い決意をもって取り組み、子どもたち同士が切磋琢磨し合って、高め合う教育活動を積極的に推進しなければなりません。

3 目指す子ども像

夢を持ち、夢を語り、 夢の実現に向けて 行動する子ども

全ての子どもたちには、心に秘めた夢があります。人にうまく伝えられないが、すてきな夢があります。実現できるかどうかも不安だが将来の夢があります。

全ての子どもたちは、自分の夢の実現のために、少しずつ少しずつ努力を始めています。

全ての子どもたちは、夢の実現に向けて行動を始めたばかりです。夢があるから学習活動、児童会活動や生徒会活動、部活動などにも強い意志を持ち、粘り強くがんばれます。夢の実現に向けて子どもたちの潜在能力は一日一日高まっています。

しかしながら、夢の実現は容易なものではありません。子どもが成熟していくには、葛藤がなければなりません。成功体験とともに失敗体験が必要です。

失敗体験なくして本当の成就感は得られません。成就感の積み重ねによって、豊かな人間性が育つと考えます。

豊かな人間性に満ちあふれた子どもは、次の5つのことを兼ね備えています。

・**善き意思**

人間として無条件に大切なのは、善き意思です。大きく言えば、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意であり、日常的に言えば、自らを律しつつ「ならぬことはならぬ」という意志や、家族への愛、他人とともに協調し、他人を思いやる心などです。

・**思慮、知性**

知力をもって熟慮し決断する。時には、的確な決断を短時間で下し得る能力が必要です。ここで大切なことは、思慮深く考えることは、相手の立場に立って考えることです。

・**豊かな情操**

人間は様々な感情に支配されていますが、その感情が短絡的なものではなく、感情に知的な作用が加わったものが必要です。情操とは、感情のうち道徳的・芸術的・宗教的など文化的・社会的価値を具えた複雑で高次なものであり、そのような感情が人間にはなくてはなりません。

・**知識・技能**

当然ながら、知識や技能がなければ、問題解決はできませんし、文化的な暮らしを保つことができません。特に科学技術の進歩は、私たちの想像を超えて進んでおり、日々学習が必要です。新しいものを手にした場合には、その説明書を読みこなす能力が必要となります。

・**健康な心や体**

心や体の健康は、人と関わりながら明るく充実した生活を送るために必要です。一日の生活の中で、食事や運動、睡眠等のリズムを整え、規則正しい生活を送ろうとする態度を身に付けなければなりません。

江別市の学校教育では、こうした豊かな人間性に満ちあふれた子どもの育成を目指し、「夢を持ち、夢を語り、夢の実現に向けて 行動する子ども」像の実現に努めます。

4 四つの基本目標

社会状況や教育の状況を踏まえ、基本理念、目指す子ども像を設定しましたが、この基本理念等を実現していくため、子ども一人ひとりに新しい時代に必要となる資質・能力と、豊かな心と健やかな体の育成、教育環境の整備、学校、家庭、地域との連携協力の観点から次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、未来に向けて自らが社会の創り手となり、問題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、「育成すべき資質・能力の三つの柱」^{※12}を身に付け、知・徳・体のバランスが取れた力である「生きる力」を育む必要があります。

このため、学校教育においては基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させることに加え、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力の育成や、自ら学びに向かい、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度を育てます。また、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の充実に努めます。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

豊かな心を育むには、自らがどのような大人になりたいかを考え、他者との関わりの中で自分の役割を果たしたり、目標を達成した時に周りから認められたりする成功体験を通じて、自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度を身に付けさせが必要です。

そのためには、学校の教育活動全体を通じてキャリア教育を推進するとともに、道徳教育、読書活動、生徒指導の充実により規範意識を高め、自らを律しつつ他者を思いやる心や、感動する心を育成します。

また、日頃から、いじめを許さない環境づくりや、児童生徒を理解することで信頼関係を構築し、不登校の未然防止を図るなど、様々な悩みや課題を抱える子どもたちの気持ちに寄り添った支援を充実に努めます。加えて、健やかな体を育成するために、基本的な生活習慣や運動習慣を整え、食育の充実や健康教育により、心身の健康の保持、増進を図ります。

※12 育成すべき資質・能力の三つの柱

文部科学省が定めたものであり、「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性等」のこと。

基本目標3 良好な教育環境の整備

子どもたちが未来への夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長するためには、安全・安心とともに、多様な可能性を伸ばす教育環境を整備することが必要です。

そのためには、関係機関と連携しながら子どもたちを事故や犯罪などから守る安全教育や安全対策を推進するとともに、安全な学校施設の維持保全、非常時においても多様な学びに対応できる体制の構築と、ＩＣＴ機器を含む設備の計画的な改修・整備のほか、学びのセーフティネット^{※13}の充実などを進め、教育環境の整備を図ります。

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちが豊かな人間性を持って成長するためには、自制心や忍耐力といった非認知能力^{※14}を培うための環境づくりが必要です。そのため、学校は、子どもたちが地域社会の中で多様な人々と関わり、多様な価値観に触れ、様々な経験を重ねていくことができるよう、家庭や地域との連携を強化し、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。また、その連携の土台となる家庭、地域から信頼される学校づくりを実現するために、学校の組織運営体制の充実に努め、複数の学校段階^{※15}間で連携して豊かな学びを育むとともに、教員が自らの資質や能力の向上に努め、教育活動の改善を図ります。

※13 学びのセーフティネット

社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するための基礎的条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにする社会参加・自立に向けた支援。

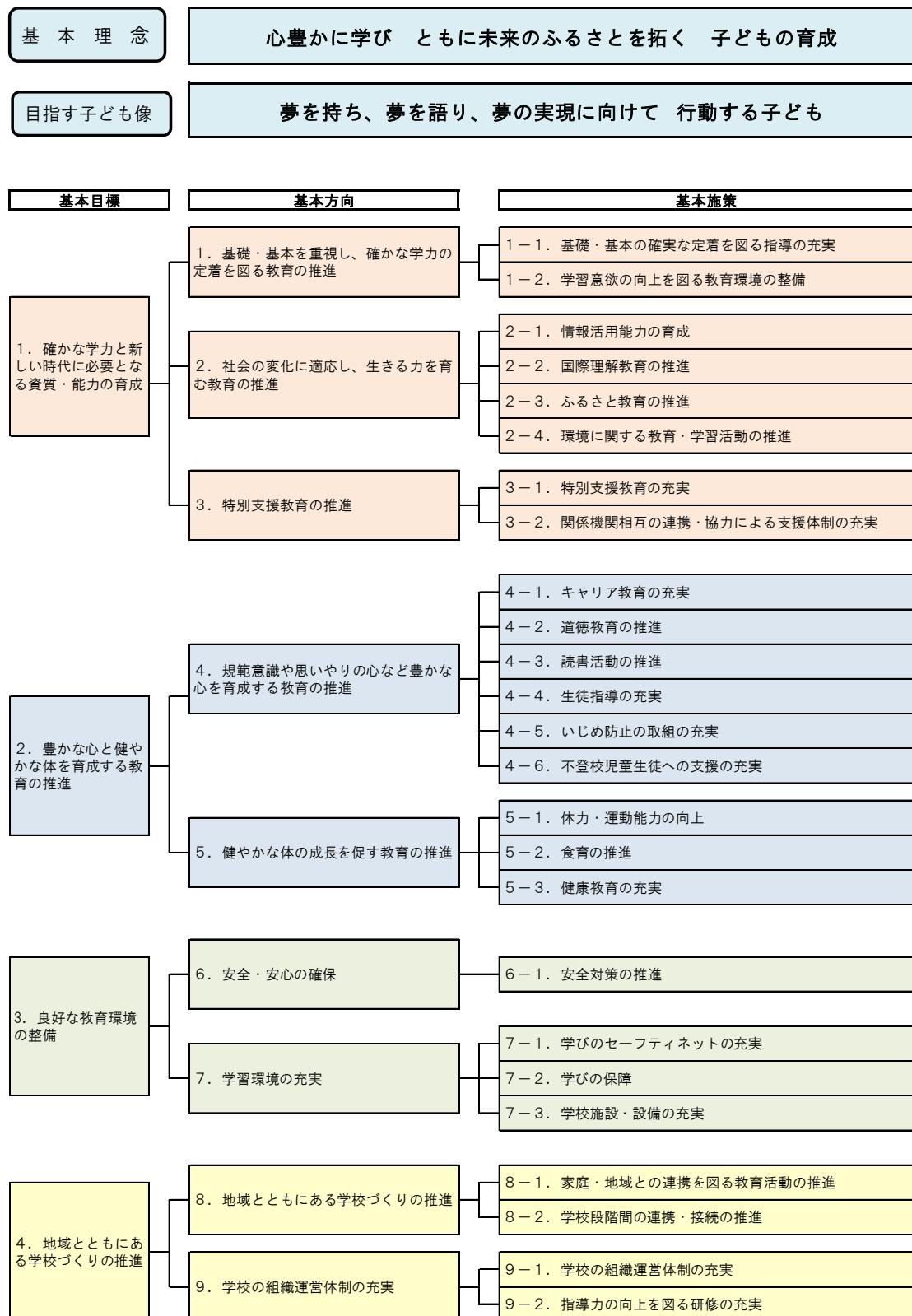
※14 非認知能力

学力といった認知能力と対比される能力であり、自己認識、意欲、忍耐力、自制心といった能力や勤勉性、開放性といった性格的な特性。

※15 複数の学校段階

幼稚園（及び保育所、認定こども園）、小学校、中学校、高等学校等の学校教育における各段階。

計 画 体 系 図





「平和のつどい」での折り鶴伝達

第4章 施策の展開

基本目標1 確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成

基本方向1	基礎・基本を重視し、確かな学力の定着を図る教育の推進
-------	----------------------------

《基本的な考え方》



子どもたちが、生涯にわたって自立して生き抜くため、変化が激しく予測が困難な時代に必要となる確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

そのためには、チーム・ティーチング※16や少人数指導など個に応じたきめ細かな学習指導に取り組み、基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実が必要です。また、学習への興味・関心を高めるなど、教育の質を向上させるため、ICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」※17を一体的に充実させることで、子どもたち一人ひとりの確かな学力の育成に取り組みます。

《現状と課題》

素直さをもった子どもと落ち着いた学習環境、中学校区で学習規律等を揃えた指導、習熟度に応じたきめ細かな指導、学校支援地域本部※18による外部人材の活用、コミュニティ・スクールを活かした学校運営、PTAや地域との連携によって、学力向上の取組を推進しています。また、学習意欲の向上を図るため、タブレット端末や多機能大型ディスプレイ※19、デジタル教科書※20を効果的に活用しています。

今後も、学校訪問指導による授業改善、個に応じた指導のための人的支援の充実に加え、ICT機器とこれまでの教育実践を効果的に組み合わせながら、確かな学力の定着を図る教育を推進していく必要があります。

※16 チーム・ティーチング

複数の教員等が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

※17 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個性を最大限に生かす学び。

※18 学校支援地域本部

地域住民が学校支援ボランティアとして活動しやすい体制づくりを行う組織。

※19 多機能大型ディスプレイ

タブレット端末の画面上の教材等を大型のモニターに映し出し、その画面上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる装置。

※20 デジタル教科書

タブレット端末等で見られるよう電子化された教科書で、テキストの読み上げや、本文や図版の拡大、配色やフォントの変更などの機能が付加されている。

《基本施策》

1－1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善により、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力を育成する指導の充実に努めます。

【主な取組】

- 学校訪問指導の実施
- 学校改善プランの実践
- 長期休業中などの補充的学習支援の充実
- 退職教員などの学習サポート教員の派遣
- 学校支援地域本部事業の推進

1－2 学習意欲の向上を図る教育環境の整備

外部人材やボランティアなど人的支援によるきめ細かな指導体制の充実に努めるとともに、ICT機器を効果的に活用することで学習意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別授業の推進
- ICT機器の効果的な活用の推進



(ICT 機器を活用した授業)

基本目標1 確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成

基本方向2 社会の変化に適応し、生きる力を育む教育の推進

《基本的な考え方》



予測が困難な未来への変化を前向きに受け止め、他者と協働しながら主体的に行動することができる態度や能力を育む教育の充実が求められています。

そのため、学習指導要領において「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた情報活用能力について、各教科等の適切な学習場面で育成することが重要であり、協働学習や個別学習の充実を図ることで、全ての子どもが取り残されがないよう、ICT機器を活用した系統的な学びに取り組みます。

また、国際的な視野を持ち、異文化を理解し合い協力する精神や、自分の住むふるさとへの誇りと愛着、地球的規模の課題である環境保全、より良い環境の創造に主体的に関与する態度などを育む教育を推進していく必要があります。

《現状と課題》

情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要な情報活用能力を育成するため、各教科等の適切な学習場面において、義務教育9年間で系統的な指導を行うとともに、研修の実施により教員のICT活用スキルアップを図っています。

国際理解教育では、外国語が母語である外国語指導助手（ALT）を学校に派遣するとともに、国際交流事業を実施し、異文化を理解し尊重する態度や、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成に努めています。

ふるさと教育では、社会科副読本の活用や、体験等を通して、江別の自然や歴史、文化、産業などを直接感じ取り、地域を再発見する取組を行っています。

環境教育では、SDGsに関する総合的な学習や、自然体験活動、リサイクル活動など、環境保全に主体的に関わる取組を推進しています。

引き続き、学習指導要領の理念に基づき、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「カリキュラム・マネジメント^{※21}」を通して、子どもたち一人ひとりの生きる力を育む教育を推進していきます。

※21 カリキュラム・マネジメント

子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことを目指すもの。

《基本施策》

2-1 情報活用能力の育成

情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要な情報活用能力を系統的に育成するとともに、教員のICT活用スキルアップに努めます。

【主な取組】

- えべつ情報活用能力を育む学習プログラム^{※22}の活用
- 単元・学習内容等一覧^{※23}の活用
- ICT研修の実施支援

2-2 国際理解教育の推進

自国の文化や伝統とともに、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

【主な取組】

- 小・中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣
- 小学校外国語教育指導連絡協議会^{※24}の実施
- 中学生国際交流事業の実施



外国語指導助手（ALT）による小学校での「外国語活動」

2－3 ふるさと教育の推進

地域社会の将来の担い手である子どもたちが自分の住む「ふるさと」に誇りと愛着を持つよう、ふるさとの自然や歴史、文化、産業などについて五感を使い体系的に学べる学習環境の整備や充実に努めます。

【主な取組】

- 社会科副読本の作成・配付
- ふるさと江別塾～「江別を学ぶ」の開催
- 小中学生国内交流研修事業の実施

2－4 環境に関する教育・学習活動の推進

ESD^{※25}の一環として、自分の生活や身近な環境との関わりを通して、地球規模の環境について考え、生命や自然を尊重することの大切さや環境保全に寄与する態度を養うことに努めます。

【主な取組】

- 環境教育の実施
- 自然体験活動の充実
- 継続的な環境保全活動の実践

※22 えべつ情報活用能力を育む学習プログラム

令和4（2022）年3月に制定した「江別市教育情報化ガイドライン」において、情報活用能力を各教科のどの場面で育成できるかについて、「情報技術に関するスキル」・「問題解決・探究のためのスキル」・「情報モラル」の3つの領域に区分し、小学校の「低学年」「中学年」「高学年」と「中学校」の4段階の発達段階に応じて示したもの。

※23 単元・学習内容等一覧

えべつ情報活用能力を育む学習プログラムに示した能力を身に付けるため、関連する授業の単元や学習内容及び、具体的な実施時期を示したもの。

※24 小学校外国語教育指導連絡協議会

小学校の教員とALTが、課題等について意見交流や授業の参観を行い、外国語の指導の充実を図るために組織している協議会。

※25 ESD : Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。SDGsのターゲットの1つであり、全ての目標の実現に寄与するものとされている。

基本目標1 確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成

基本方向3

特別支援教育の推進

《基本的な考え方》



現行の学習指導要領総則において、「児童生徒の発達の支援」が新設され、子どもたちが自己の存在感を実感しながら、より良い人間関係を形成していくために、より深い児童生徒理解の必要性が示されました。また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくための指導・支援を充実させていくことが求められています。

学校においては、障がいや、困難を抱える子どもを含む全ての子どもたちが、可能な限り共に教育を受けることができる体制を整え、教育活動を進めていく必要があります。また、発達段階と個別の特性を踏まえた教育が受けられるようするため、教員の研修機会や校内支援体制の充実、家庭・教育・福祉の連携による一貫性のある指導・支援を組織的・計画的に進めていくことがより一層重要となっています。

《現状と課題》

江別市における小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和元(2019)年度の240人から、令和5(2023)年度の364人へと約1.5倍に増加しています。同様に、通級指導教室^{※26}で指導を受けている児童生徒数も同期間で134人から207人と約1.5倍に増加しているほか、通常の学級において特別な教育的支援が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

これらの状況から、子どもたちの発達特性を知る専門家チームの派遣を通して、各学校と関係機関が連携し合い、指導や支援の在り方について常に見直し、改善を行っているほか、江別・野幌・大麻の各地区の小学校に通級指導教室を設置し、通常の学級に在籍する子どもたちが抱える困難を克服するための支援を行っています。加えて、各学校の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修機会の設定や、特別支援教育支援員を各学校に配置するなどして、より良い指導・支援の実現に向けた組織的な取組を推進しています。

今後、特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援の取組が、全ての子どもを大切にする学級づくりや、分かりやすい授業づくりに役立つという視点に立って校内研修を進めるとともに、校内組織の機能を生かして全教職員が共通理解に立った指導・支援が一層重要となります。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画^{※27}を効果的に活用し、一貫性のある指導・支援を行うとともに、より具体的に一人ひとりの教育的ニーズに対応しながら、発達の程度や適応の状況に応じて、学びの場を検討できる教育支援体制の構築が求められます。

《基本施策》

3-1 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本来持てる力が発揮できるよう、支援体制の整備・充実に努めます。

また、高い専門性に基づく支援を行うため、各種研修の実施と内容の充実に努めます。

【主な取組】

- 特別支援学級の環境整備
- 特別支援教育支援員の配置
- 研修会の実施
- 就学相談※28・巡回相談※29の実施
- 医療的ケアの実施体制の充実

3-2 関係機関相互の連携・協力による支援体制の充実

乳幼児期から学校卒業までを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、関係機関相互の連携・協力による支援の充実に努めます。

【主な取組】

- 個別の教育支援計画の活用
- 教育支援委員会※30の開催

※26 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

※27 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒とその支援に関わる関係者・機関による支援の計画。児童生徒のニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働などの様々な機関が一体となって支援体制を整えることが大切。

※28 就学相談

発育・発達に心配や不安のある児童生徒や、心身に障がい（疑いのある場合も含みます。）のある児童生徒について、適した学びの場を検討することができるよう、専門の相談員が保護者の意思を尊重しながら、情報提供や必要な検査を行い、望ましい就学先について一緒に考える。

※29 巡回相談

専門家チームが学校を訪問し、行動観察を行った上で、発達検査により特性を把握し、児童生徒や保護者に学習や生活における助言を行い、各関係機関をつなげ、学校と保護者の共通理解を図る。

※30 教育支援委員会

教育上特別な支援を要する児童及び生徒の心身の障がいの種類、程度等の判断に関し教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その結果を答申する。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向4

規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成する教育の推進

《基本的な考え方》



キャリア教育では、学ぶことと将来とのつながりを見通しながら、夢や希望、憧れる大人のイメージを持ち、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育みます。また、特別の教科である道徳を要として「正義感や公正さを大切にする心」や「他人を思いやり共に生きることを大切にする心」などを育成するほか、読書活動により豊かな感性や想像力を高めます。

令和4(2022)年12月に改訂された「生徒指導提要」では、多様化が進み、様々な困難や課題を抱える子どもが増える中、学校教育には、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人ひとりの可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。一人ひとりが抱える個別の困難や課題に向き合い、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会を持つことが重要です。

学校では、子どもたちの気持ちに寄り添い、日常的な指導を通して、課題の未然防止や早期発見、早期解決に取り組むことが大切です。また、専門スタッフや関係機関と緊密に連携し、適切に対処していくことが求められています。

《現状と課題》

教育活動全体を通じてキャリア教育と道徳教育を推進するとともに、情報図書館及び地域のボランティア等の協力を得た読書活動の充実に努めています。

子どもたちが非行や、SNS等を通じた犯罪に巻き込まれる問題に対して、関係機関と連携しながら健全育成のための取組を推進しています。

いじめを防止するため、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、積極的な認知と、関係者が一体となった継続的な取組を行っています。

不登校の未然防止には児童生徒理解と相談しやすい環境づくりを行うほか、不登校児童生徒に学校外の居場所を確保することや、学習支援を行う支援室を学校に設置していることに加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、子どものみならず保護者等への支援にも努めています。

今後も、子どもたちに豊かな心を育む教育活動を一層充実させるとともに、心の危機に気づく力と援助希求的態度^{※31}の育成に努め、子どもの悩み等に関わる専門家や関係機関との連携をさらに緊密にした取組を推進していく必要があります。

※31 援助希求的態度

問題や悩みを抱えたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりしようとする力。

《基本施策》

4-1 キャリア教育の充実

小学校低学年から学習や生活の見通しを立て、活動を記録・蓄積することで、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲を高め、自分らしい将来の生き方を自ら選択する力の育成に努めます。

【主な取組】

- キャリア・パスポート^{※32}の活用
- 市内企業と連携した職場体験の実施
- 上級学校訪問の実施
- 専門知識を持つ社会人による講演



キャリア教育「夢をテーマとした講演会」

※32 キャリア・パスポート

児童生徒が自身の変容や成長を自己評価できるよう、小学校から高等学校までのキャリア教育に関する諸活動を記録し、蓄積する教材。

4－2 道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、自他の生命を尊重する心や、集団や社会との関わりを理解し、公共の福祉と社会の発展に努める心を育成します。

【主な取組】

- 倫理意識や規範意識の育成
- 人権教育の推進
- 命の大切さに関する指導の充実

4－3 読書活動の推進

豊かな感性や想像力を高めるため、自ら進んで学ぼうとする環境づくりを進めるとともに、読書習慣が身に付くよう読書活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 学校図書館司書による支援体制の拡充
- 情報図書館による団体貸出の活用

4－4 生徒指導の充実

生徒指導提要に基づく指導を推進するとともに、関係機関等と連携しながら子どもたちの健全育成を推進します。

【主な取組】

- 生徒指導提要の普及啓発
- 非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施
- 巡回指導・ネットパトロールの実施
- 情報モラル・えべつスマート4 R U L E S^{※33} の啓発
- 指導連絡会^{※34}活動等による関係機関との連携

※33 えべつスマート4 RULES（ルール）

江別市の中学生が自ら策定した、ネットトラブルや健康被害から守ることを目的としたスマホ・ネット等の利用に関する4つのルール。

※34 指導連絡会

市内小・中・高校及び市役所、警察等の関係機関等が連携し、情報交換などを通して、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした会議組織。

4－5 いじめ防止の取組の充実

平成 30（2018）年度以降、いじめの積極的認知に取り組んでおり、令和4(2022)年度からは市独自のいじめアンケートも実施しています。
引き続き、いじめの未然防止から、早期発見、対応、解消まで、家庭等と連携しながら組織的に対応するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

- いじめアンケートの実施
- 心のダイレクトメールの実施
- いじめ相談窓口の設置
- hyper-QU^{※35} の実施
- えべつ中学生サミット＆いじめ根絶会議の開催

4－6 不登校児童生徒への支援の充実

平成 29（2017）年度以降、不登校は問題行動ではないとの認識のもと、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、社会的に自立することを指すための支援を行っています。引き続き、不登校や不登校傾向にある児童生徒と保護者の様々な悩みに寄り添い、関係機関と連携しながら、課題の解決及び社会的自立に向けて、多様な教育機会を確保するとともに、各種相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- 適応指導教室 すぱっとケア^{※36} の充実
- 校内支援室^{※37}への登校センターの派遣
- スクールソーシャルワーカーの派遣
- スクールカウンセラーの派遣
- 心の教室相談員の派遣
- 不登校相談窓口の設置

※35 hyper-QU（ハイパーキューユー）

より良い学校生活と友達づくりのために考案された、学級満足度などを測るアンケート。いじめの発生・深刻化の予防のほか、不登校の予兆を早期に発見することも可能と言われており、より良い学級集団づくりに役立てることができる。

※36 適応指導教室 すぱっとケア

不登校児童生徒の悩みや不安の解消、心の居場所づくり等を目的とした支援事業の1つで、教育相談や様々な活動を通して、基本的な生活や学習について支援や指導を行う。

※37 校内支援室

不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、相談室や図書室等を活用して、学習支援や集団生活に戻るきっかけづくりなどを行う。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向5

健やかな体の成長を促す教育の推進

《基本的な考え方》



子どもたちが、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域が連携協力して運動に親しむ習慣を身に付けさせ、体力・運動能力向上を図るとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせることや、学校給食における地場産農産物の活用などを通じて食への感謝の気持ちや、郷土を愛する心を育む食育^{※38}の取組を推進していく必要があります。

また、健康に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けさせ、自ら体の健康の保持増進に取り組むよう、健康教育の充実を図ることが重要です。

《現状と課題》

体力・運動能力の向上では、運動の楽しさや喜びを実感し、自ら体力の向上に取り組むことができるよう、新体力テスト^{※39}の全学年実施や体力改善プランの実践を推進しています。また、市内大学と連携し「走る」・「跳ぶ」・「投げる」など、体を動かす遊びを中心とした運動プログラムを実施し、楽しみながらスポーツや運動の基礎的能力を高める取組を行っています。

食育の推進では、栄養教諭による食に関する指導の実践や、安全・安心な地場産農産物を学校給食で使用しているほか、子どもたちがお弁当作りに関わることで、料理への関心や、食べ物を大切にする心、お弁当を作ってくれる人への感謝など、望ましい食事観を育てるため、「食育弁当の日」を実施しています。

健康教育の充実では、定期健康診断の活用や保健指導、性に関する指導、出前授業を活用した喫煙予防教室や生活習慣病予防教室を行っています。

体力・運動能力の向上、食育、健康教育をさらに推進するためには、小中学校が一貫して継続した指導をすることが重要です。また、家庭での運動に対する意識や生活習慣の改善に向けた啓発が重要なことから、地域や関係機関と連携し「江別市健康都市宣言」に係る取組を積極的に推進する必要があります。

※38 食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

※39 新体力テスト

文部科学省が、国民の体力の現状を把握するため、従前から用いられていた「スポーツテスト」を国民の体位の変化や高齢化の進展等を踏まえた見直しを行い、新たに作成したテスト。

《基本施策》

5－1 体力・運動能力の向上

運動の楽しさや喜びを実感し、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育成するとともに、体力の向上に努めます。

【主な取組】

- 大学と連携した体力向上プログラム・走り方教室の実施
- 体力改善プランの実践
- 新体力テストの全学年実施
- 家庭での運動に対する意識や習慣の改善に向けた啓発

5－2 食育の推進

望ましい食習慣を形成するとともに、安全安心な食材を使って豊かな食生活を送れるよう食育の推進に努めます。

【主な取組】

- 食に関する指導の充実
- 食育弁当の日の実施
- 学校給食に地場産農産物を使用

5－3 健康教育の充実

望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自分の体の健やかな成長と健康の保持増進に主体的に取り組み、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう健康教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 基本的生活習慣の定着
- 定期健康診断の実施
- 歯磨き指導の実施
- 性に関する指導の充実
- 喫煙予防教室の開催
- 生活習慣病予防教室の開催

基本目標3 良好的な教育環境の整備

基本方向6 安全・安心の確保

《基本的な考え方》



子どもたちは、登下校時や放課後だけでなく、授業中においても、犯罪、事故、自然災害など、様々な危険に遭遇する可能性があります。良好な教育環境を整え安全で安心な学校生活を送ることができるように、学校においては、学校安全計画※40を定め、計画的に安全教育を進めるとともに、校舎内外の施設及び設備等の安全点検活動を実施しなければなりません。また、事件・事故発生時の緊急時に備えて機能的に対応できるよう、危機管理体制を整備する必要があります。

犯罪対策や防災、通学路の安全対策等については、警察、消防、道路管理者等の関係機関と積極的に連携し、防犯、防災、交通安全などに関する取組の充実に努めるとともに、点検を行い、実態に合わせ見直していくことが大切です。また、学校や行政だけではなく、地域や家庭との連携を図るとともに、学校間の連携を進め、地域全体で子どもたちを守り育てる体制を構築し、安全・安心を確保することが重要です。

《現状と課題》

全国で子どもが犯罪や事件の被害者になったり、重大な交通事故に巻き込まれたりする事案が生じており、江別市においても、犯罪や事故から子どもたちを守るために、より一層の安全対策や安全教育を進める必要があります。

各学校では、自然災害や火災、不審者の侵入など様々な場面を想定した避難訓練を計画的に行ってています。学校だけでの対応・対策には限界があるため、警察、消防等の関係機関と迅速な情報交換や的確な対応・対策等の連携をしていくことが重要です。

激甚化する自然災害や各地での事件、事故などを契機に、学校安全に対する社会的な問題意識は高まっています。行政と地域が一体となって、子どもの安全・安心を確保する地域の実情に合った取組を進めるとともに、子どもたちが自ら身を守るために、危険を予測・回避する危機管理能力を身に付けさせることが必要です。

※40 学校安全計画

学校保健安全法に基づき、学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。

《基本施策》

6－1 安全対策の推進

警察や消防等関係機関と連携した防犯・防災訓練、救命入門コース・普通救命講習などを通じて、危険に対する理解を深めるとともに、危険発生時において学校が適切な対応を行えるような体制の整備に努めます。

また、道路管理者等関係機関と合同で、通学路の安全点検を行い、必要な対策を検討・実施するとともに、子ども見守り隊など地域住民のボランティア組織と連携し、学校、家庭、地域が一体となって通学路の安全確保を図ります。

【主な取組】

- 学校安全計画に基づく取組の実施
- 通学路の安全対策の推進
- 「子ども110番の家」の登録・周知
- 不審者情報の収集・発信
- 地域ボランティア団体との連携
- 救命講習の実施



警察や道路管理者等との「通学路合同点検」

基本目標3 良好的な教育環境の整備

基本方向7

学習環境の充実

《基本的な考え方》



教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきものです。令和元（2019）年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことが出来るよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、就学援助など、子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずることが明記されました。また、全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、様々な困難を抱える子どもや家庭との相談、支援を充実させることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、ICT機器を活用した学習スタイルが急速に進展しました。感染症や災害発生時においても、学校教育ならではの学びを大事にしながら、可能な限り学びを止めないことなど、子どもたちの学びを保障するために必要な学習環境の充実を図る必要があります。

学校施設においては、災害発生時には地域住民の避難所の役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、防災機能の強化、老朽化対策を推進しなければなりません。

《現状と課題》

経済的理由で就学困難な家庭に対しては、これまでに就学援助制度等の適切な運用や周知に努めています。教育の機会均等を保障するため、今後も継続して経済的支援を行う必要があります。また、複雑・多様化する子ども・家庭の課題に対応するため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置しており、子どもが安心して学校生活を送ることが出来るよう、関係機関と連携して対応するなど、更に「学びのセーフティネット」を充実させる必要があります。

学びの保障について、各学校ではタブレット端末の持ち帰りによる家庭学習や、やむを得ず登校できない子どもたちへのオンライン授業にタブレット端末を活用しています。平時からICT機器を積極的に活用することで、学級閉鎖等の非常時にも活用できる体制を整備していく必要があります。

学校施設・設備の充実では、学校図書館における蔵書の充実や、計画的かつ着実に施設改修等によりトイレの洋式化やバリアフリー化など、時代のニーズに対応した整備に取り組み、学習環境を充実させる必要があります。

《基本施策》

7-1 学びのセーフティネットの充実

経済的に就学困難な家庭や、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、給食費、通学付添費などの援助を行い、保護者負担の軽減を図ります。また、課題を抱える家庭に対する相談体制の充実、関係機関との連携に努めます。

【主な取組】

- 就学援助制度の実施
- 特別支援学級就学奨励費の支給
- 特別支援学級の通学付添費の支給
- スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実

7-2 学びの保障

平時からＩＣＴ機器を活用した家庭学習やオンライン学習に取り組むことで、非常時においても教育活動を継続できる体制整備に努めます。

【主な取組】

- 感染症や災害発生時における教育活動の継続に必要な体制の整備
- 非常時におけるＩＣＴ機器を活用した学びの支援

7-3 学校施設・設備の充実

特色ある教育活動の展開に対応するとともに、学習及び生活の場として、安全・安心で快適な学習・生活環境を確保するため、老朽化対策を推進するほか、保健衛生管理や施設・設備の整備・充実に努めます。

【主な取組】

- 長寿命化計画の必要に応じた見直し
- 計画的な改修整備の実施
- ＩＣＴ機器の計画的な更新
- 学校図書館の充実

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

基本方向8

地域とともにある学校づくりの推進



《基本的な考え方》

少子高齢化に伴う地域の変容、家庭環境の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境が変化しており、基本的生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下など、様々な課題が指摘されています。

また、学校では、学力や体力の向上はもとより、規範意識の醸成、不登校、いじめ等の解消など、多くの教育課題への対応が求められています。

このような状況の中、子どもたちの豊かな育ちを確保するためには、学校が保護者・地域住民等と一緒に学校運営に取り組み、教育課題に対応する「地域とともにある学校づくり」を進める必要があります。

また、子どもたちに関する課題が多様化、複雑化していることから、複数の学校段階間で連携して課題解決にあたることがより一層求められています。

《現状と課題》

これまで、学校評価^{※41}により保護者や地域住民等の意向を踏まえた学校運営を行うとともに、評価結果の公表をはじめ、地域に向けた積極的な情報発信や学校施設の開放など、開かれた学校づくりを進めてきました。また、保護者や地域住民等で構成する学校運営委員会を設置し、子どもの教育や学校運営について話し合うなど、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく取組を推進しています。

令和5（2023）年度から全ての市立小中学校で「小中一貫教育」を開始しました。「目指す子ども像」を共有し、中学校区の子どもの実態を踏まえた教育課程に基づく「系統的な指導」と、学習規律・生活規律等のスタンダードを揃えた「一貫した指導」を日常的に行い、それらの指導の効果を高める中学校登校や乗り入れ授業などの「相乗的・補完的な指導」を充実させ、義務教育9年間という連続性のもと、子どもたちの学びをさらに豊かなものにするよう取組を進めています。

また、幼児教育施設^{※42}との連携の推進では、子どもや職員の交流、カリキュラムの共有、効果的な引継ぎなどの取組を進めることで、子どもたちがより生活の変化に適応しやすくなるなど、発達段階に応じた学びの連続性を確保していきます。

※41 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

※42 幼児教育施設

幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校幼稚部のこと。

《基本施策》

8－1 家庭・地域との連携を図る教育活動の推進

学校は、教育活動の目標や現状等について積極的に情報提供を行い、地域住民等の意見を学校運営に反映し、家庭や地域と連携協力して、教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- えべつ型コミュニティ・スクール^{※43}の推進
- 地域一体型学校の顔づくり事業の推進
- 学校評価の実施・公表
- 学校一斉公開の実施
- 学校支援地域本部事業の推進
- 教育活動に関する広報の充実

8－2 学校段階間の連携・接続の推進

小中一貫教育では、小中学生の異学年交流が増えることによる自己肯定感の高揚や、小学校と中学校が学習指導や生徒指導の課題や情報を共有することによる学習意欲の向上、中1ギャップの緩和など、様々な効果を生み出す取組を推進します。また、幼児教育施設と小学校において系統性と、発達段階に応じた連続性を確保しながら円滑な接続を行う取組を進めるなど、学校段階間の連携・接続を推進します。

【主な取組】

- 小中一貫教育の推進
- 幼児教育施設との連携の推進

※43 えべつ型コミュニティ・スクール

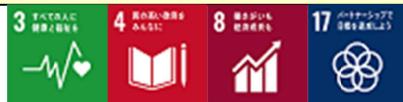
学校と地域が目指す子ども像を共有しながら、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てる持続可能な仕組みをもった学校。地域が学校を支援する仕組みは、本市が培ってきた伝統であり、この仕組みが江別らしくより一層充実・発展していくことを期待し、「えべつ型コミュニティ・スクール」という名称を採用した。

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

基本方向9

学校の組織運営体制の充実

《基本的な考え方》



次代を担う子どもたちに、予測が困難な多様化する社会を生きる力を育むためには、学校教育において、子どもたちが自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるようにすることが必要です。

こうした教育の実現には、子どもの教育に直接携わる教職員が、子どもに対する深い愛情と、子どもたちの人格の形成を担う存在であるという強い責任感や使命感を持つとともに、常に資質能力の向上を図り続け、高い教育的指導力を身に付けることが求められています。同時に、日々の教育活動や教育資源を一体的にマネジメントし、教職員や専門スタッフ等がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮する「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切です。

そのため、学校は、子どもたちの「良さ」を踏まえた明確でわかりやすい学校経営方針を定め、全教職員の共感を得ながら、学校運営組織を活性化し、常に評価と改善を行っていく必要があります。また、教職員は、自ら研鑽に励み、様々な研修等の機会を利用しながら教育的指導力の向上に努めなければなりません。

《現状と課題》

全ての教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質を向上させ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うことを目的に、学校における働き方改革を推進してきました。これまでも、ICTの活用による校務の効率化や、ALT、学習サポート教員、スクールソーシャルワーカーなどの専門的スタッフ等の適切な配置による「チームとしての学校」の取組を進め、学校マネジメントを支援してきており、引き続き、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や関係機関との連携を進める必要があります。

また、教職員の資質能力の向上を図るため、長期休業中の教職員セミナー等を通じ、最新の教育の動向を踏まえた教育課題への対応など、教職員の教育的指導力の向上に取り組んでいるほか、ICT活用スキルアップのため、個々の教員の習熟度に応じた研修を開催するなど、即座に実践に役立つ、実用性のある研修を実施してきました。

今後については、学校単位で部活動を維持することが難しくなっているため、関連団体等と連携し、子どもが地域と一緒にスポーツ・文化に親しむ環境を構築するとともに、引き続き、教育関係機関等と連携して、今日的な教育課題への対応や教職員のニーズに応じた研修の充実に取り組んでいく必要があります。

《基本施策》

9-1 学校の組織運営体制の充実

教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校のマネジメント機能を強化し、組織として教育活動に取り組む体制の整備に努めます。

【主な取組】

- 専門スタッフの効果的な配置
- 関係機関との連携
- I C T 環境の改善
- 「部活動休養日」及び「学校閉庁日」の完全実施
- 子どもが継続してスポーツ・文化に親しむ環境の構築

9-2 指導力の向上を図る研修の充実

社会の変化や今日的な課題への対応やきめ細かな学習指導の工夫改善など、指導力の向上を図る研修機会の確保と研修内容の充実に努めます。

【主な取組】

- 教職員セミナーの開催
- 学校職員の人事評価の実施
- 研究図書の整備
- 教職員の各種研修への参加支援

写真

(令和5年7月25日実施)

(教職員夏期セミナー)

第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理

計画の実効性を確保し、より効果的に施策を推進するために、P D C A (Plan : 計画、Do : 実施、Check : 評価、Action : 改善) サイクルの考え方に基づいて点検・評価を行い、その結果については、公表し、着実に計画を進めます。

2 成果指標

■ 基本目標1：確かな学力と新しい時代に必要となる資質・能力の育成

指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	78. 6%	↗
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	71. 5%	↗

■ 基本目標2：豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	88. 6%	↗
自分には、良いところがあると思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	77. 5%	↗
運動が好きな児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	85. 4%	↗

■ 基本目標3：良好な教育環境の整備

指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
オンライン会議システムを用いて、児童生徒と意思疎通を図りながら、双方向の授業を進行することが出来る教員の割合（江別市教育委員会調査）	66.6%	↗
学校図書館図書標準を達成している学校の割合（江別市教育委員会調査）	76.0%	↗

■ 基本目標4：地域とともにある学校づくりの推進

指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
学校、家庭、地域が連携していると思う市民割合（江別市まちづくり市民アンケート）	集計中	↗



小中一貫教育とえべつ型コミュニティ・スクールによる「地域合同清掃」

資 料 編

1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱

令和4（2022）年12月1日教育長決裁

（設置）

第1条 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、江別市学校教育基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を行うこと。

（構成等）

第3条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2名
- (2) 学識経験者及び学校関係者 5名

（任期）

第4条 懇話会の構成員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度末日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、懇話会の構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、教育部学校教育支援室学校教育課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年12月1日から施行する。

2 第3期江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿

《役職・50音順》

役 職	氏 名	備 考
会 長	横山 光	北翔大学
副会長	石橋 浩明	江別市小中学校長会
委 員	赤川 和子	公募
委 員	荒瀬 博士	江別市教育研究会
委 員	佐藤 寿昭	江別市小中学校教頭会
委 員	橋本 一	公募
委 員	樋口 裕晃	江別市P T A連合会

3 第3期江別市学校教育基本計画策定経過

《令和4（2022）年度》

年 月 日	内 容
令和4（2022）年 10月18日	計画の策定方針決定
10月27日	令和4（2022）年第10回定例教育委員会に、計画の策定方針について報告
11月14日	総務文教常任委員会に、計画の策定方針について報告
11月17日	江別市小中学校11月定例校長会議に、計画の策定方針について報告
12月23日	第1回庁内会議に、計画策定方針及びスケジュール等について報告
12月 1日	江別市学校教育基本計画策定懇話会を設置
12月 21日	江別市学校教育基本計画策定懇話会委員公募要領を制定
12月 22日	令和4（2022）年第12回定例教育委員会に、計画策定懇話会設置について報告
令和5（2023）年 1月 25日	令和5（2023）年第1回定例教育委員会に、第2期計画の推進状況（点検・評価結果）について報告
2月 1日～ 2月 28日	計画策定懇話会公募委員の募集
2月 10日	総務文教常任委員会に、第2期計画の推進状況（点検・評価結果）について報告
3月 24日	計画策定懇話会公募委員の決定

《令和5（2023）年度》

年月日	内 容
令和5（2023）年 4月27日	令和5（2023）年第4回定例教育委員会に、計画策定懇話会委員の委嘱について報告
5月31日	第1回計画策定懇話会において、会長及び副会長の選出、計画の策定方針、第3期計画骨子について意見交換
6月 5日	第2回計画策定府内会議において、第3期計画素案について協議
<u>6月28日</u>	<u>第2回計画策定懇話会において、第3期計画素案について意見交換</u>
<u>7月12日</u>	<u>第3回計画策定府内会議において、第3期計画案について協議</u>

第3期江別市学校教育基本計画

令和6（2024）年3月発行
江別市教育委員会
教育部学校教育支援室学校教育課
〒067-0074 江別市高砂町24番地の6
電話 (011)381-1058
E-mail gakkoukyouikuka@city.ebetsu.lg.jp

